

第二節 専攻科

「専攻科」は、音楽学部卒業者に「更に精深なる専門的知識および技術を教授し、その研究を指導すること」（後掲の「専攻科規則」参照）を目的として昭和二十九年に設置された。「専攻科」は「大学院音楽研究科」の前身であり、同研究科が昭和三十八年四月に設置されるのと同じく、同年三月に廃止された。以下、「一 専攻科規則」「二 専攻科の設置とカリキュラム」についてまとめる。

一 専攻科規則

東京芸術大学専攻科規則の制定とそれ以降の改正は以下のとおり。丸数字を付けたものに関しては、その全文または、改正事項を掲載する。

制定・改正年月日

昭和三十年一月二十七日

① 東京芸術大学専攻科規則制定

※東京芸術大学専攻生規程（昭和二十八年六月二十五日制定）は廃止

昭和三十四年二月二十六日

② 東京芸術大学専攻科規則改正

昭和三十六年五月二十九日

③ 東京芸術大学専攻科規則 全部改正

① 「東京芸術大学専攻科規則」の全文

京芸術大学学則が改正される。第十二章に専攻科が設けられ、第四十九条を五十一条として以下順次繰り下げとなる。

第十二章

第四十九条 本学に専攻科を置く。

第五十条 専攻科に関する規程は別に定める。

（「東京芸術大学学則」第二十六条 昭和三十年一月二十二日 三頁）

専攻科規則の制定

昭和二十八年六月二十五日制定の東京芸術大学専攻生規程を廃止し、新に東京芸術大学専攻科規則を次のとおり制定する。

昭和三十年一月二十七日

東京芸術大学長

上野直昭

東京芸術大学専攻科規則

昭和三十年一月二十七日制定

（目的）

第一条 専攻科は、学部学科の基礎の上に更に精深なる専門的知識および技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

（修業年限、学年、学期および休業）

第二条 修業年限は一年とする。

第三条 学年、学期および休業については学則第三条から第六条までの規定を準用する。

（専攻科および学生定員）

第四条 専攻科および学生定員は次のとおりとする。

美術専攻科

音楽専攻科

絵画専攻
彫刻専攻
工芸専攻
建築専攻
芸術専攻

二十名

作曲専攻
声楽専攻
器楽専攻
指揮専攻
楽理専攻
邦楽専攻

二十名

(専攻課程)

第五条 専攻科の課程は、別表第一および第二のとおりとする。

(課程の修了)

第六条 専攻科課程修了については、学則第十二条第十三条の規定を準用する。

第七条 専攻科に一年以上在学し、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(入学、休学および退学)

第八条 入学は、学則第十六条の規定を準用する。

第九条 入学は次の各号の一に該当する者について所定の試験または選考の結果許可する。

- 1 新制大学を卒業した者
- 2 新制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(イ) 旧大学令による大学を卒業した者

(ロ) 旧高等師範学校規程による高等師範学校専攻科を卒業した者

(ハ) 旧中学校令による中学校若しくは、高等女学校を卒業した者または旧専門学校入学者検定規程により、これと同等

以上の学力を有する者と検定された者を入学資格とする旧専門学校令による修業年限五年以上（予科の修業年限を含む）の専門学校を卒業した者

3 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
4 その他大学の専攻科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第十条 再入学、入学手続、休学および退学については、学則第十八条から第三十二条までの規定を準用する。ただしこの場合第二十九条ただし書きの規定を除く。

第十一条 前二条に規定する入学、休学および退学の許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

(授業料)

第十二条 授業料については、学則第七章各条の規定を準用する。

(賞 罰)

第十三条 賞罰については、学則第十章各条の規定を準用する。

(奨学金)

第十四条 奨学金については、学則第十一章各条の規定を準用する。

(美術学部規程の準用)

第十五条 美術専攻科に美術学部規程を準用する場合、美術学部規定第三条、第十条、第十二条、第十七条を除く、第十九条「学生にして学外の主催する展覧会に出品できる者は、当該学生が本学学部三年以上在学し、かつ学長の許可を受けた者とする」とあ

るのは「学生にして学外の主催する展覧会に出品できる者は、学校の許可を受けた者とする」と読み替えるものとする。

(音楽学部規程の準用)

第十六条 音楽専攻科に音楽学部規程を準用する場合、音楽学部規程第三条から第五条までおよび第十六条を除く他の規定とする。

付 則

- 1、この規則は昭和二十九年四月一日から施行する。
- 2、東京芸術大学専攻生規程は廃止する。

別表第一

美術専攻科課程表

科	科目	単位数
絵画専攻	修了実技 繪画製技	二〇 一〇
彫刻専攻	修了実技 彫刻製技	二〇 一〇
工芸専攻	修了実技 工芸製技	二〇 一〇
建築専攻	修了実技 建築製技	二〇 一〇
芸術学専攻	修了論文 美学又は美術史(工芸史を含む)演習 美学又は美術史(工芸史を含む)	一六 四 一〇

別表第二

音楽専攻科課程表

科	科目	単位数
作曲専攻	専攻科目 声楽 器楽 総譜 指揮 演奏 視奏 法 法	二 二 四 二 二 二 二 二
声楽専攻	専攻科目 合唱 重唱 オペラ ピアノ オーケストラ ヴォーカル ストレー	二 二 二 二 二 二 二 二
器楽専攻 (ピアノ・オルガン)	専攻科目 合奏 アンサンブル オーケストラ ストレー	二 四 四 四
		一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇
		三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇

②「東京芸術大学専攻科規則」の改正部分

専攻科規則の一部改正

東京芸術大学専攻科規則（昭和三十年一月二十七日制定）の一部を改正する規則を制定する。

昭和三十四年二月二十六日

東京芸術大学長 上野直昭

東京芸術大学専攻科規則の一部を改正する規則

第二条中「一年」とあるを「二年」に改める。

第四条中美術専攻科「二十名」とあるを「四十名」に、音楽専攻

科「二十名」とあるを「四十名」に改める。

第五条中「第一および第二」を削除する。

第七条中「一年以上」とあるを「二年」に改める。

別表「第一美術専攻科課程表」および「第二音楽専攻科課程表」を全部廃止し、「東京芸術大学専攻科課程表」に改める。

付則

1. この改正は昭和三十四年四月一日から適用する。

2. 昭和三十四年本学専攻科を修了する者で、この改正規則の適用をうけようとする者は、第二年度に進学することができる。

別表

東京芸術大学専攻科課程表

区分	専攻別	科目	単位数	備考
	絵画専攻	絵画研究	四〇	修了制作一〇単位を含む

音楽専攻科						美術専攻科			
邦楽専攻	楽理専攻	指揮専攻	器楽専攻	声楽専攻	作曲専攻	芸術学専攻	建築専攻	工芸専攻	彫刻専攻
邦楽研究	特殊音楽史音楽美学等研究	指揮研究	ピアノ又はオルガン・絃・管・打撃研究	声楽又はオペラ研究	作曲研究	特殊美学又は美術史研究	建築研究	工芸研究	彫刻研究
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
修了演奏一〇単位を含む	修了論文一〇単位を含む	修了演奏一〇単位を含む	修了演奏一〇単位を含む	修了演奏一〇単位を含む	修了作品一〇単位を含む	修了論文一〇単位を含む	修了制作一〇単位を含む	修了制作一〇単位を含む	修了制作一〇単位を含む

（改正要旨）

昭和三十四年度以降本学専攻科の修業年限が二年に延長され、それに従って学生定員もそれぞれ四十名に増加されることになった。以上の理由により改正するものである。

（庶務課総務係）

〔横組〕（東京芸術大学学報」第六十二号 昭和三十四年三月二十八日 一頁）

③「東京芸術大学専攻科規則」が全部改正となる。全文を掲載する。

東京芸術大学専攻科規則

（昭和三十六年五月二十九日全部改正）

第一条 東京芸術大学学則第三条第二項の規定に基づいて、東京芸術大学専攻科規則を定める。

第二条 専攻科は、学部学科の基礎の上に更に精深なる専門知識および技術を教授しその研究を指導することを目的とする。

第三条 専攻科の名称、専攻部門および学生定員は次のとおりとする。

名 称	専攻部門	入学定員	学生定員	備考 (基礎となる学部)
美術専攻科	絵画専攻 彫刻専攻 工芸専攻 建築専攻 芸術学専攻	二〇名	四〇名	美術学部
音楽専攻科	作曲専攻 声乐専攻 器楽専攻 指揮専攻 楽理専攻 邦楽専攻	二〇	四〇	音楽学部

第四条 専攻科の修業年限は二年とする。

第五条 専攻科の在学期間は二年をこえることができない。

第六条 専攻科に入学できる者は、学校教育法第五十七条および同施行規則第七十条の定めるところにより次の各号の一に該当する者にして、志望の専攻部門を履修するに相当と認めた者とする。

1. 大学を卒業した者

2. 外国において学校教育における十六年の課程を修了した者

3. 文部大臣の指定した者

第七条 入学志望者については、その学部教授会の選考を経て学長が入学を許可する。

第八条 専攻科の課程は別表のとおりとし、その履修については、その学部で定める。

第九条 専攻科に二年在学し、所定の課程を修了した者には、その学部教授会の議を経て、学長が修了証書を授与する。

第十条 専攻科の入学検定料、入学料および授業料については東京芸術大学学則第五十九条から第七十条まで、および第七十三条の定めるところによる。

第十一条 この規則に定めるものの外、専攻科学生に関しては東京芸術大学学則、厚生補導通則、学部規則等、学部学生に関する規定を準用する。

附 則

この改正規則は昭和三十六年四月一日から施行する。

別表 東京芸術大学専攻科課程表

区 分	専攻別	科 目	単 位	備 考
美術専攻科	絵画専攻 彫刻専攻 工芸専攻 建築専攻 芸術学専攻	絵画研究 彫刻研究 工芸研究 建築研究 美術史研究	四〇 四〇 四〇 四〇 四〇	修了制作一〇単位を含む 修了制作一〇単位を含む 修了制作一〇単位を含む 修了制作一〇単位を含む 修了論文一〇単位を含む

音 楽				
専攻科	邦楽専攻	邦楽研究	邦楽研究	邦楽研究
作曲専攻	作曲研究	作曲研究	作曲研究	作曲研究
声楽専攻	声楽又はオペラ研究	声楽又はオペラ研究	声楽又はオペラ研究	声楽又はオペラ研究
器楽専攻	ピアノ又はオルガン・弦・管・打	ピアノ又はオルガン・弦・管・打	ピアノ又はオルガン・弦・管・打	ピアノ又はオルガン・弦・管・打
指揮専攻	指揮研究	指揮研究	指揮研究	指揮研究
楽理専攻	音楽理論又は音楽史音楽美学等	音楽理論又は音楽史音楽美学等	音楽理論又は音楽史音楽美学等	音楽理論又は音楽史音楽美学等
邦楽専攻	邦楽研究	邦楽研究	邦楽研究	邦楽研究
	四〇	四〇	四〇	四〇
	修了演奏一〇単位を含む	修了演奏一〇単位を含む	修了演奏一〇単位を含む	修了演奏一〇単位を含む

〔横組〕『東京芸術大学規則集』昭和三十六年

二 専攻科の設置とカリキュラム

昭和二十九年度に「専攻科」が設置されるにいたるまでの、文部省と東京芸術大学との往復文書を『東京芸術大学専攻科設置申請書』より掲載する。
昭和二十七年に文部省より専攻科設置について以下のような通達があった。

別紙 1

文大大第五九五号

昭和二十七年八月二十二日

文部省大学学術局長

稲田清助

各国立大学長 殿

専攻科設置について

学校教育法第五十七條に規定する専攻科については、大学設置審議會に諮問の上設置する見込で、同審議會において別紙のような（案）をつくりましたので御参考までに御内報申し上げます。

つきましては、学科の性質、地元産業等との関連その他校舎設備、教員組織の現状等を総合し、適當のものについては設置を考慮したいと思ひますので、貴学において設置御希望の場合には一応別紙様式により十部作成の上、本月三十日までに大学学術局大学課に御提出願ひます。

なお、昭和二十八年年度概算要求書中に専攻科の設置を希望している大学もあらためてこの様式により御提出願ひます。

別紙 2

大学専攻科に關する設置基準要領（案）

1. 学校教育法第五十七條に規定する専攻科は、大学の学部学科の基礎の上に補修科的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、専門技能者を養成することを目的とする。
2. 専攻科を設置することのできる大学は、その専攻科の基礎となる学部学科が相當充實しているものであること。
3. 専攻科は、全日制では一年以上、定時制ではこれに相當する期間在学し、専門科目について少くとも三十単位を取得できるように教育課程が編成されているものであること。なお、この教育課程の講義、實驗、實習、演習は、学部の課程とは別個に設けること。

4. 専攻科の設置については、次の点を留意すること。

(イ) 校地、校舎、設備、教授能力が余裕のある程度にまで充実
していて学部授業に支障のない場合に限ること。

(ロ) 専門課程の種類により、又は学生数によつてはこれらを更に
拡充強化する必要がある。

(ハ) 専攻科の教授は、當該学部教員がこれに當るものとするこ
と。

(ニ) 専攻科の授業には、関連科目の一部として、学部の課程に
よる講義又は實驗、實習をあてることができること。

(ホ) 専攻科の学生定員は、学部における該當専攻学科の学生定
員を越えないように定めることを原則とすること。

(ヘ) 専攻科の修業年限を二年以上とする場合は、学科目を増加
し六十単位以上を取得するように編成すること。

(ト) 定時制の専攻科は、全日制で一年制に相當するものは一年
半以上、全日制で二年制に相當するものは三年以上とする
ことが適當である。

(備考) 大学専攻科のあり方を定めるにあつては、特に大学院修
士課程と性格上の差異を明らかにしなければならない。現在の
大学院基準によれば修士課程は研究能力の養成を目的としてい
る。大学専攻科に關する設置基準要領は差當り上述の修士課程
と對比して大学専攻科の性格および目的その他専攻科設置の基
準となるべき事項を定めたものである。従つて將來大学院修士
課程に高度の職業的教育を行うものも認められるような場合に

はそれに應じてこの基準も変更されることがあり得る。

(タイプ・横組)

(『東京芸術大学専攻科設置申請書』)

大学側は、以下のような「専攻科設置申請書」を提出した。

芸術庶第九四一号

東京芸術大学専攻科設置申請書

このたび東京芸術大学に専攻科を設置したいと思ひますので、別
紙書類を添えて申請いたします。

昭和二十七年十月十二日

東京芸術大学長 上野直 昭印

文部大臣 岡野清豪 殿

(手書き)

(『東京芸術大学専攻科設置申請書』)

これに対し、昭和二十八年三月四日付で文部省より専攻科設置が不認
可になつたという文書が届く。

芸術庶第一六〇号

昭和二十八年三月四日

文部省大学学術局長

稲田清助

国立大学長 殿

拝啓 春寒の候愈々御清祥のお事と存じます。

さきに、昭和二十八年度の予算要求の際、専攻科設置に関する資料の御提出を願いましたが、この予算は残念ながら遂に成立しなかつたのであります。

ついては、貴学卒業者のうちなお指導教授の下で専門事項の攻究を希望する者もあらうと存じますのでこれ等の希望者に対して一年以内の期間の専攻生として若干名を在学させることができるように致したいと考えますので御諒承を願います。

おつて、専攻生をおく場合は要項に学則を添え御報告を願います。なおこのことは専攻科の設置とは関係がありませんので申添えます。

敬 具

〔タイプ・横組〕（『東京芸術大学専攻科設置申請書』）

昭和二十八年六月十日、大学から文部省あてに、専攻生設置についての報告が提出されている。

芸術庶第一六〇号

昭和二十八年六月十日

東京芸術大学長

上 野 直 昭

文部省大学学術局長 殿

専攻生設置について

このことについて、別紙要項案（別紙1）により昭和二十八年度から実施いたしましたので、報告いたします。

なお、本年度、入学者数（別紙2）及入学者選（考）方法（別紙3）については別紙のとおりで、実施いたしました。

要項に關しては現在の所内容について審議中でありまして、案の程度のものでありますから御了承下さい。いづれ決定次第報告いたします。

添 付

- 1 専攻生規程案 （要項案） 一部
- 2 昭和二十八年度専攻生入学者数調 一部
- 3 昭和二十八年度専攻生入学者選考方法 一部
- 4 東京芸術大学学則、両学部規程並厚生補導通則 各一部宛

別 紙 1

東京芸術大学専攻生規程（案）

28・6・7

（目的）

第一条 専攻生の教育は、大学の学部学科の基礎の上に更に精深なる専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

（修業年限）

第二条 修業年限は一年とする。

（学年、学期及休業）

第三条 学年、学期及び休業日は学則第四条・第五条・第六条の規定を準用する。

(学科課程)

第四条 専攻生は各学部^カの学科に屬し別表第一又は第二による科目を専攻する。

(課程修了の認定及単位附與)

第五条 所定の単位を取得し、所定の課程を修了した者に対しては修了証書を授與する。

2 単位は、当該科目の授業時数の三分の二以上出席し、成績の審査に合格した者に附與する。

(入学)

第六条 入学を志願する資格のある者は、本学卒業生にして卒業時の成績が優秀な者の中から所屬教官により推薦された者とする。

第七条 前条の資格を有する者で入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の書類および、入学検定料二五〇円を添えて提出しなければならない。

第八条 入学の許可は当該教授会において選考された者について行う。

2 本学卒業生以外の者で、本学卒業生と同等以上の学力のある者が第七条の手続により願書を提出したとき、欠員のある場合にかぎり、当該教授会の選考を経て入学を許可することがある。

第九条 入学を許可された者は、第一保証人および第二保証人連署の誓約書に戸籍抄本および入学料二五〇円を添えて、提出しなければならない。

第十条 既納^{マツ}の入学検定料および入学料は、いかなる事由があつても返附しない。

(授業料)

第十一条 授業料は年額四、二〇〇円(月額五五〇円)とし、次の二期に分納するものとする。

第一期 金二、一〇〇円

納期 四月十五日から四月三十日まで

第二期 金二、一〇〇円

納期 十月十五日から十月三十一日まで

第十二条 授業料を月割分納する者が退学した場合、退学当月迄の授業料を納付しなければならない。

第十三条 授業料の月割分納をする者が、復学をした場合、復学当月からの授業料を納付しなければならない。

(定員)

第十四条 入学定員は次のとおりとする。

1 美術学部 三十人

2 音楽学部 二十人

第十五条 学則第四十一条・第四十七条・第四十八条および第五十二条の規定を除きこの規程によるの外、本学学生に關する諸規程はこれを専攻生に準用する。

附 則

第十六条 この規程は公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日より適用する。

別表第二

音楽学部専攻生学科課程表

器		声 楽 科	作 曲 科	科	
	ピアノ専攻			科	目
専攻実技	卒業演奏 音楽史 合奏 外国語 オーケストレーション	卒業演奏 合唱 語学（古典、外国語を主とする） （ピアノ）楽器 重唱 専攻実技	卒業作品 音楽学（音楽史、音楽美学） 指揮法（スコアリーディング・同実習） 外国語 合奏 合唱 声楽 器楽（ピアノ・管絃） （作曲実技）専攻	単位 数	
	二 二 四 四 四	四 二 四 二 二	二 二 四 四 二 四		選択
五	四 六 五	四 六 五	四 六 五		必修
	一五	一五	一五		計

邦 楽 科	楽 理 科	指 揮 科	科 楽	
			専攻 絃管、 打楽器	オルガン専攻
未 定	卒業論文 合奏 器楽 声楽 哲学 古典外国語（ラテン、ギリシャ語） 楽書講読 各専攻テーマ	未 定	卒業演奏 外国語 音楽史 指揮 合奏（オーケストラ又はブラスバンド） オーケストレーション 音楽理論（アナリゼ） ピアノ実技 専攻実技	音楽理論（フリーガ・アナリゼ） オーケストレーション 外国語 合奏 音楽史 卒業演奏
	四 二 二 四 四 四		二 二 二 四 四 四	二 二 四 四 四
	四 六 五		四 六 五	四 六
	一五		一五	一五

註 高等学校教員二級免許状を有する者で同一級免許状の取得を志望するものは、この課程表のほか（未定）の課程を履修すること。

別紙 2

昭和二十八年年度専攻生入学人数調

◎美術学部

絵画科	十六人
彫刻科	六人
工芸科	八人
建築科	一人
計	三十一人

◎音楽学部

作曲科	四人
声乐科	五人
器楽科	九人
楽理科	一人
計	十九人
合計	五十人

別紙 3

昭和二十八年年度専攻生入学希望者選考方法

◎美術学部

昭和二十七年卒業生の内専攻生入学希望者を調査し、その中

から、各学科教官に於いて成績の優秀な者丈を摘出して、教授会に提出し、その者の入学時から、卒業時に到るまでの成績を考慮し、大体各科に定められた定員の範囲で成績順に入学者を決定したものである。

◎音楽学部

昭和二十七年卒業生の内昭和二十八年一月に行はれた卒業特別研究演奏・同作品・同論文（学科課程履修表にあり）の選考の結果合格した者を全部専攻生として残すことに教授会で決定した。

（『東京芸術大学専攻科設置申請書』）

（タイプ・横組）

昭和二十八年十月一日には、再度専攻科設置の申請書が提出される。

東京芸術大学専攻科設置申請書

このたび東京芸術大学に専攻科を設置したいと思いますので別紙書類を添えて申請いたします。

昭和二十八年十月一日

設置者 東京芸術大学長 上野直昭

文部大臣 大達茂雄 殿

（『東京芸術大学専攻科設置申請書』）

昭和二十九年四月一日、文部省より大学専攻科設置の許可があり、昭和二十九年より専攻科が設置される。

学大第三一九号

昭和二十九年四月一日

文部事務次官

田 中 義 男[㊟]

東京芸術大学長 殿

大学専攻科設置について

東京芸術大学専攻科設置のことは、大学設置審議会に協議し、下記のように設置してさしつかえないことになりました。よつて、その運営については、遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1. 名称、専攻名及び入学定員

東京芸術大学美術専攻科

絵画専攻 四名

彫刻専攻 四名

工芸専攻 四名

建築専攻 四名

芸術(学)専攻四名

作曲専攻

声楽専攻

器楽専攻

指揮専攻

楽理専攻

邦楽専攻

音楽専攻科

二十名

2. 修業年限
3. 開設時期

一年

昭和二十九年

(タイプ・横組)

(「東京芸術大学専攻科設置申請書」)

以下、専攻科のカリキュラム表を四点掲載する。はじめは昭和二十七八、二十九年度の資料による「専攻学生カリキュラム」である。

昭和三十、三十一年度は、「専攻科学生カリキュラム」となる。

昭和三十四年度には、科目名が変更され、昭和三十六年度には、オペラ科が増設される。

専攻学生カリキュラム

作曲科	科目 ()	専攻実技 (10)	声楽 (2)	器楽 (2～4)	總譜視奏法 (2)	指揮法 (2)	音楽史 (4)	外国語 (4)	国文学 (4)	修了作品 (10)		
	単位	10	10							10		
声楽科	科目 ()	専攻実技 (10)	合唱 (2)	重唱 (2)	オペラ (2)	ピアノ (2)	レオーシケ ヨント (4)	外国語 (4)	国文学 (4)	音韻学 (4)	修了演奏 (10)	
	単位	10	10								10	
オルガン科	科目 ()	専攻実技 (10)	合奏 (2)	アナリーゼ (4)	レオーシケ ヨント (4)	音楽史 (4)	外国語 (4)	修了演奏 (10)				
	単位	10	10					10				
弦管打科	科目 ()	専攻実技 (10)	ピアノ (2)	オーケストラ (4)	ブラス (2)	總譜視奏法 (2)	指揮法 (2)	アナリーゼ (4)	レオーシケ ヨント (4)	音楽史 (4)	外国語 (4)	修了演奏 (10)
	単位	10	10									10
指揮科	科目 ()	専攻実技 (10)	レオーシケ ヨント (4)	總譜視奏法 (2)	ピアノ (2)	トオーラ 楽器ス (4)	合奏 (4)	アナリーゼ (4)	音楽史 (4)	外国語 (4)	修了演奏 (10)	
	単位	10	10								10	
楽理科	科目 ()	専攻科目		楽書講読 (4)	外国語 (4)	其ノ 他 (2～4)	声楽 (2)	器楽 (2～4)	邦楽 (2)	修了論文 (10)		
	演習 (6)	講義 義殊 (4)										
	単位	10			10						10	
邦楽科	科目 ()	専攻実技 (10)	声楽 (2)	器楽 (2)	音楽史 (4)	楽書講読 (4)	外国語 (4)	国文学 (4)	修了演奏 (10)			
	単位	10	10						10			

〔謄写版〕(『昭和27・28・29年度 カリキュラム案内』29頁)

専攻科学生カリキュラム

作曲科			声楽科			ピアノ科 オルガン科			弦・管・打科			指揮科			楽理科			邦楽科		
科目名	単位	計	科目名	単位	計	科目名	単位	計	科目名	単位	計	科目名	単位	計	科目名	単位	計	科目名	単位	計
作曲	10	10	声乐	10	10	専攻	10	10	専攻	10	10	専攻	10	10	専攻	6	10	専攻	10	10
声乐	2		合唱	2		合唱	2		ピアノ	2		ピアノ	4		攻 特殊 講義	4		声乐	2	
器楽	2～4		重唱	2		アナリーゼ	4		オーケストラ	4		スコアリング	2		楽書講読	4		器楽	2	
スコアリング	2		オペラ	2		オーケストラ トレーシ ョン	4	10	ブララス	2		ピアノ	2		外国語	4		音楽史	4	
指揮	2	10	ピアノ	2	10	音楽史	4		スコアリング	2		オーケストラ 楽器	4	10	其 他	2～4	10	楽書講読	4	10
音楽史	4		オーケストラ トレーシ ョン	4		外国語	4		指揮法	2	10	合奏	4		声乐	2		声乐	2	
外国語	4		外国語	4		修了演奏	10		アナリーゼ	4		アナリーゼ	4		器楽	2～4		邦楽	2	
国文学	4		国文学	4					オーケストラ トレーシ ョン	4		音楽史	4		邦楽	2		修了演奏	10	10
修了作品	10	10	音韻学	4					音楽史	4		外国語	4		修了論文	10	10			
			修了演奏	10	10				外国語	4		修了演奏	10	10						
									(修了演奏)	10	10									
	30			30			30			30			30			30				30

専攻科カリキュラム

科別	作 曲			声 楽			ピアノ			オルガン			弦 楽			管 打			指 揮			楽 理			邦 楽		
科 目 名	作 曲 実 技	作 曲 理 論	修 了 作 品	声 楽	オ重合 ペラ唱 何れか 一科目	修 了 演 奏	ピ ア ノ	合 奏	修 了 演 奏	オル ガ ン	演 奏 理 論	修 了 演 奏	専 攻 実 技	オー ケ ス トラ	修 了 演 奏	専 攻 実 技	オケ 又は ブラス	修 了 演 奏	指 揮 実 技	オブ オペ ラ ケスラ 指揮	修 了 演 奏	演 習 ・ 特 講	楽 書 講 読	修 了 論 文	専 攻 実 技	副 専 攻 実 技	修 了 演 奏
一年次	10	5		10	5		10	5		10	5		10	5		10	5		10	5		10	5		10	5	
二年次	10	5	10	10	5	10	10	5	10	10	5	10	10	5	10	10	5	10	10	5	10	10	5	10	10	5	10
単位計	40			40			40			40			40			40			40			40			40		

(『東京芸術大学音楽学部(昭和34年度入学生用)履修簿』19頁)

専攻科カリキュラム

科別		作 曲			声 楽			ピアノ			オルガン			弦 楽			管 打			指 揮			楽 理			邦 楽			オペラ				
科 目 名		作 曲 実 技	作 曲 理 論	修 了 作 品	声 楽 オ重合 ペラ唱 何れか 一科目	修 了 演 奏	ピ ア ノ	合 奏	修 了 演 奏	オル ガ ン	演 奏 理 論	修 了 演 奏	専 攻 実 技	オー ケ ス トラ	修 了 演 奏	専 攻 実 技	オケ又は ブラス	修 了 演 奏	指 揮 実 技	オブ オペ ラ ケスラ 指揮	修 了 演 奏	演 習 ・ 特 講	楽 書 講 読	修 了 論 文	専 攻 実 技	副 専 攻 実 技	修 了 演 奏	オ ペ ラ 実 習	演 技 実 習	オ ペ ラ 分 析	研究・修了 演奏		
一年次	単位	10	5		10	5		10	5		10	5		10	5		10	5	10	5		10	5		10	5		5	5	5	5		
二年次	単位	10	5	10	10	5	10	10	5	10	10	5	10	10	5	10	10	5	10	10	5	10	10	5	10	10	5	10	5	5	5	5	
単位計		40			40			40			40			40			40			40			40			40			40				

(『東京芸術大学音楽学部(昭和36年度入学生用)履修簿』20頁)